

岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会委員 募集要項

1 趣旨

岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会は、ひとにやさしいまちづくりの推進に関し調査審議するため、ひとにやさしいまちづくり条例（平成 19 年岩手県条例第 74 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき設置している機関です。

当協議会では、県の施策推進に広く県民の意見を反映させ、ひとにやさしいまちづくりを一層推進するため、委員の一部を公募します。

2 公募委員の役割

任期中、当協議会に出席し、ひとにやさしいまちづくりの推進に関して意見を述べていただきます。委員の方々には、主に次の観点から意見・提言をお願いします。

【観点】

- (1) 全ての人個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することを可能にする『ひとづくり』
- (2) 全ての人安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる『まちづくり』
- (3) 全ての人に使いやすい『ものづくり』
- (4) 全ての人が必要なときに必要な形で受け取ることができる『情報発信』
- (5) 全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる『参画』

なお、任期後においても、ひとにやさしいまちづくりに関する活動に参加するなど、引き続きひとにやさしいまちづくりの取組への支援を期待するものです。

3 募集人数

2 人

4 任期

委嘱日から令和 10 年 7 月 31 日まで

5 応募要件

ひとにやさしいまちづくりの推進に熱意を有し、上記 2 の役割を担える方で、次の(1)から(3)までのすべてに該当する方とします。

ただし、令和 8 年 7 月 31 日時点で当協議会の委員を 8 年以上務めた方は応募できません。

- (1) 県内に住所を有する満 18 歳以上（令和 8 年 6 月 1 日現在）で、
- (2) 盛岡市内で年に数回の開催を予定している当協議会に出席できる方
- (3) 公務員及び福祉・教育・保健医療分野の職業についていない方

6 応募方法

(1) 提出書類

ア 応募申込書

別紙「岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会委員応募申込書」

(同内容の記載があれば、様式は問いません。)

イ 作文

応募の動機と「2 公募委員の役割」の(1)～(5)のいずれか(複数も可)について、御自身の考えを400字から800字程度でまとめてください。

様式は問いません。また、提出された作文はお返ししません。)

(2) 募集期間

令和8年6月8日(月)から同年7月6日(月)まで 〓必着〓

(3) 提出方法及び提出先

電子システム申請、郵便、ファクシミリ又は直接持参のいずれかの方法で、県庁保健福祉部地域福祉課(協議会事務局)あて提出してください。

○電子システム申請用QRコード



7 選考及び結果通知

保健福祉部内に設置する公募委員等選考委員会で、提出いただいた書類の記載内容を中心に、申込者の年代や地域バランスなども勘案して公募委員を選考し、その結果については、各応募者に直接通知します。

なお、提出していただいた書類は返却できませんので、御了承ください。

8 報酬等

公募委員として当協議会に出席された場合は、県の規程により報酬及び旅費が支給されます。

9 問合せ先(応募先)

岩手県保健福祉部地域福祉課(地域共生社会推進担当)

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号

電話: 019-629-5423 FAX: 019-629-5429

Mail: AD0004@pref.iwate.jp